

議会の



9 月 定 例 会

議決された 議 案

- 議案第50号 平成24年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第51号 平成24年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第52号 平成24年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
議案第53号 平成24年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 平成24年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 平成24年度鶴田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 平成24年度鶴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 平成25年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案
議案第58号 平成25年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第59号 平成25年度鶴田町下水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第60号 平成25年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第61号 鶴田町町税条例の一部を改正する条例案
議案第62号 鶴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第63号 雪寒機械（除雪ドーザ）購入契約について
議案第64号 雪寒機械（小型除雪車）購入契約について
報告第8号 専決処分した事項の報告について
専決第10号 損害賠償の額の決定について
報告第9号 専決処分した事項の報告について
専決第11号 損害賠償の額の決定について
報告第10号 専決処分した事項の報告について
専決第12号 損害賠償の額の決定について
報告第11号 専決処分した事項の報告について
専決第13号 損害賠償の額の決定について
報告第12号 平成24年度鶴田町健全化判断比率の報告について
報告第13号 平成24年度鶴田町下水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第14号 平成24年度鶴田町下水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第15号 平成24年度鶴田町教育委員会の教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価に関する報告書について
報告第16号 株式会社鶴の里振興公社の経営状況について
意見書案第2号 「森林吸収源対策および地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

概要 第3回定例会

平成25年第3回鶴田町議会定例会が、9月12日から19日までの会期8日間で開かれました。
議案16件について審議が行われ、原案どおり議決（認定7件、可決9件）されました。
今定例会では、一般会計（4ページ参照）ならびに6つの平成24年度特別会計（特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して、個別に管理・処理するための会計）の決算が提出され、それぞれ認定されました。

平成24年度決算報告（特別会計）

上段：24年度決算額
下段：対前年度増減

国民健康保険特別会計

歳入	歳出	差引残額
22億2,828万円	21億7,489万1千円	5,338万9千円
↑1,119万6千円	↑4,545万3千円	↓3,425万7千円

学校給食特別会計

歳入	歳出	差引残額
5,946万円	5,945万9千円	1千円
↓425万5千円	↓425万6千円	0円

第1財産区特別会計

歳入	歳出	差引残額
917万9千円	115万6千円	802万3千円
↓15万8千円	↑9万3千円	↓25万1千円

第2財産区特別会計

歳入	歳出	差引残額
556万8千円	89万3千円	467万5千円
↓24万3千円	↓29万5千円	↑5万2千円

介護保険特別会計

歳入	歳出	差引残額
15億3,419万6千円	15億1,167万6千円	2,252万円
↓1,255万1千円	↓881万7千円	↓373万4千円

後期高齢者医療特別会計

歳入	歳出	差引残額
1億2,336万7千円	1億2,205万円	131万7千円
↑202万2千円	↑109万5千円	↑92万7千円

一般質問

9月定例会一般質問の
要旨をお知らせします

小関 優議員

所属会派 無所属

税金の使い方について

町民の皆さんから預かっている税金を、どのような考えで使用しているのかお知らせください。

町長交際費について

平成24年度町長交際費の予算額と実績をお知らせください。
実績については、弔慰、慶祝、会費、賛助、激励、接遇、結婚その他に分けて件数および金額をお知らせください。

交際費を支出するための根拠について

交際費の取扱い基準など、公文書はあるのか。無いのであれば、何を根拠に金額などを決めて支払っているのかお知らせください。

岩木川河川敷運動場（役場裏）の利用状況について

平成24年度の利用団体数、利用件数についてお知らせください。

岩木川河川敷運動場（役場裏）の鶴のモニュメントについて

鶴のモニュメント建設にかかった経費をお知らせください。また、建設後、運動場の利用は増加したのかお知らせください。

ストリートバスケットゴールの設置について

県民体育大会8連覇を達成し、青森ツツヘッドコーチ棟方公寿さんを輩出したスポーツのまち鶴田。子どもの頃から手軽にバスケットで遊ぶ機会を増やすため、公園などにバスケットゴールを設置してはどうか。

朝ごはん条例について

朝ごはん条例を発展させるための次の一手をお知らせください。

答弁＝町長

税金の使い方について、町民の皆さまから預かっている税金を、どのような考えで使用しているかということであります。

町税につきましては、地方税法に基づき、一般税と目的税に分類され、一般税には町民税、固定資産税、軽自動車税、タバコ税があります。一般税は、主要財源であります。一般交付税とともに住民生活の向上のため、福祉、保健衛生、産業経済、教育等々あらゆる分野において、行政施策の推進に充当されるものであります。

一方、目的税は、使途が特定されているもので、当町では、入湯税がこれにあたり、環境衛生や観光施設などの整備に充てられるものであります。

また、使途が特定され、特別会計を設けて事業運営されている主なものとして国民健康保険税があり、これも目的税として国民健康保険事業以外に使用することができないものであります。

ご質問のどのような考えで使用しているのかにつきましては、町基本構想に描かれる未来図に向



△「早寝、早起き、朝ごはん」の3つが子どもたちには大切なのです

け、年度初めの所信表明等にその年度の主な事業施策を示しながら、ハード、ソフト事業の両面から住民の幸せにつながるよう、そして他の市町村に遅れを取らないよう配慮し、町民の代表であります議会議員の皆さまのご意見、ご指導を仰ぎながら、地域のさまざまな要望に可能な限りお応えできるよう想いを込めて施策を実施しているところであります。

2点目の町長の交際費でございます。

町長交際費については平成24年度における町長交際費の予算額と実績についてですが、まず、予算

額につきましては250万円となっており、その執行状況につきましては、弔慰に係るものが67件で77万8177円となっておりますが、各種委員会等の町政功労者ならびに町政関係者に対する香典、花環料等が主な内容となっております。

慶祝に係るものにつきましては、221件で119万1千円となっており、各種会合、大会、式典、行事等に出席する場合の祝儀が主な内容となっております。

激励に係るものにつきましては、33件で18万円となっており、全国大会をはじめとする各種大会



△7月21日（日）に行われた棟方公寿さんによるバスケットボールの講習会の様子

等に出場する場合の祝儀が主な内容となっております。

その他につきましては、12件で11万円となっております。各種委員等の町政功労者に対する入院見舞金等が主な内容となっております。

以上、交際費全体では333件で225万9177円の執行状況となっております。

なお、結婚に対する支出実績は

ございません。会費、賛助、接遇につきましては、交際費から支出いたしております。

交際費を支出する根拠については交際費の取り扱い基準など、公文書はあるのか、無いのであれば何を根拠に金額などを決めて支払っているのかということですが、交際費につきましては、町政の円滑な執行を図るため、町を代

表して町内外との交際等に要する経費で、社会通念上の儀礼の範囲内において支出される性格のものであります。

ご質問の取り扱い基準などにつきましては以前は町職員等弔慰規程がありましたが、行財政改革の推進に当たり、平成20年に特別職、一般職の弔慰金支給を廃止した経緯から規程そのものを廃止しておりますが、その他弔慰金、慶祝、見舞金等につきましては、従前の規程の例を踏襲しながら隣接町等の例を参考にし、社交儀礼の範囲内での支払いをしております。

次の岩木川河川敷運動場（役場裏）の利用状況等については、後ほど教育長から答弁をさせていただきますが、6番目のストリートバスケットゴールの設置についてであります。青森県民体育大会8連覇を達成し、青森ワッツヘッドコーチ棟方公寿さんを輩出したスポーツのまち鶴田。子どもの頃から手軽にバスケットで遊ぶ機会を増やすため、公園などにバスケットゴールを設置してはどうか、というご質問でございます。

バスケットボール競技については市町村対抗青森県民体育大会での活躍をはじめ、鶴田町はもとより、青森県のスポーツ競技の歴史において数多くの輝かしい成績を残しております。その中でプロバスケットボールチームの青森ワッツ、初代ヘッドコーチに就任しま

した棟方公寿氏は全国に名を馳せた名選手であり多くの町民、そして県民が青森ワッツの今後の躍進を期待しているものと思います。

公園などへのバスケットボールのゴールの設置についてですが、敷地内での設置が可能かどうか、そして現在の利用状況や管理なども含めて検討する必要があるものと考えます。

このことは、バスケットボール競技の振興とも関係していくものでもありますが、今後、教育委員会をはじめ、体育協会、バスケットボール協会とも協議しながら、子どもたちがバスケットボールに親しめる環境づくりについて検討していきたいと思っております。

7点目の朝ごはん条例でございますが、朝ごはん条例は朝ごはん運動に留まらず、食育、健康づくり、地産地消、食文化の継承等6つの基本方針とそれぞれガイドラインが設けられ、関係各課が分担しながら関係団体等をはじめ、地域住民と連携しながら取り組んでいるところであります。

次の一手についてであります。子どもたちの生活習慣は、日本、中国、韓国の子どもの生活習慣を比較すると、一番乱れているのが、残念ながら日本です。顔を洗わないとか、歯磨きをしないとか、朝食事を取らないなどです。

また、やる気のある子どもは、

日本は47パーセントほど、中国・韓国は70パーセントほどあるそうです。孤食も日本は非常に多く約40パーセントとなっているそうです。

さらに、授業中に居眠りする子どもも日本が一番多いとも言われています。夜更かしなど十分に睡眠をとらないまま授業を受けても、眠気で授業内容が頭に入らず学力向上につながりません。

そのためには就寝時刻を守り、早起きをし、朝食をしっかり取る、この「早寝、早起き、朝ごはん」の3つのサイクルを確立することが大切でありますので、より一層早寝に力を注ぎ、十分に睡眠をとれるよう運動を進めてまいりたいと考えております。

答弁Ⅱ教育長

岩木川河川敷運動場、役場裏の利用状況について、平成24年度の利用団体数、利用件数については、平成24年度の利用団体数は7団体で、利用件数は約100件でございます。また、鶴のミニメント建設にかかった経費は490万3000円であり、建設後の運動場の利用状況につきましては、小学校のクラブ活動や保育所の園児たちの散歩、一般町民の健康ウォーキングなどにより利用者数が増加しているところでございます。